

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会、府中市選挙管理委員会、江田島市選挙管理委員会及び府中町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十二年六月十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目三二番一号	平成二十二年五月二四日
元第四中学校体育館	府中市木野山町七九番地	平成二十二年四月一日
元東小学校体育館	府中市府中町四〇〇番地	平成二十二年四月一日
元西小学校体育館	府中市出口町九四九番地	平成二十二年四月一日
久佐スポーツグラウンド体育館	府中市久佐町四七一番地	平成二十二年四月一日
諸田スポーツグラウンド体育館	府中市諸毛町一三三九番地五	平成二十二年四月一日
北スポーツグラウンド体育館	府中市木野山町四八番地一	平成二十二年四月一日
府中市清岳多目的広場	府中市上下町水永六九番地	平成二十二年四月一日
府中市吉野多目的広場	府中市上下町小堀二〇九二番地	平成二十二年四月一日
府中市階見多目的広場	府中市上下町階見一八三五番地	平成二十二年四月一日
鹿川文化センター	江田島市能美町鹿川三四四一番地九	平成二十二年七月三一日
府中南交流センター	安芸郡府中町鹿籠一丁目二一番三号	平成二十二年五月一日